

●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案 ＜予算関連法律案＞

背景・必要性

2018年12月のユニバーサル社会実現推進法の公布・施行やオリパラ東京大会を契機とした共生社会実現に向けた機運醸成等を受け、「心のバリアフリー」に係る施策などソフト対策等を強化する必要

○ハード面のバリアフリー化を進める※一方で、使用方法等ソフト面の対応が十分ではないため、高齢者・障害者等の移動等が円滑になされない事例が顕在化

※ 利用者数3千人以上/日の旅客施設の90%で段差解消、87%で障害者用トイレ設置(2018年度末)

①公共交通事業者等における課題

例1) 車椅子の乗車方法に関し、公共交通事業者の習熟が必要との指摘。

例2) 交通結節点における接遇を含めた関係者の連携が必要であるとの指摘。(平成30年改正時の附帯決議)

○公共交通事業者など施設設置管理者について、ハード整備とともに、**ソフト面の対策の強化が必要**

②国民における課題

例) 車両の優先席について、高齢者等に対し、声かけが恥ずかしい等の理由で譲らないケースも存在。

○オリパラ東京大会を契機とした**共生社会実現に向けた機運醸成※1**を受け、**市町村、学校教育※2等と連携して「心のバリアフリー」を推進することが必要**

※1 「ユニバーサルデザインの街づくり」と「心のバリアフリー」に取り組む「共生社会ホストタウン」の拡大

※2 新学習指導要領※に基づき「心のバリアフリー」教育を実施(※小学校で2020年度から、中学校で2021年度から全面实施)

法案の概要

1. 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化

○公共交通事業者等に対する**ソフト基準※適合義務**の創設(※ スロープ板の適切な操作、明るさの確保等)

○公共交通機関の乗継円滑化のため、他の公共交通事業者等からのハード・ソフト(旅客支援、情報提供等)の**移動等円滑化に関する協議への応諾義務**を創設

○障害者等へのサービス提供について国が認定する観光施設(宿泊施設・飲食店等)の情報提供を促進

2. 国民に向けた広報啓発の取組推進

(1) 優先席、車椅子使用者用駐車施設等の適正な利用の推進

○国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務等として、「**車両の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等の適正な利用の推進**」を追加

○公共交通事業者等に作成が義務付けられたハード・ソフト取組計画の記載項目に「**上記施設の適正な利用の推進**」等を追加

(2) 市町村等による「心のバリアフリー」の推進(学校教育との連携等)(主務大臣に文科大臣を追加)

○目的規定、国が定める基本方針、市町村が定める移動等円滑化促進方針(マスタープラン)の記載事項や、基本構想に記載する事業メニューの一つとして、「**心のバリアフリー**」に関する事項を追加

【教育啓発特定事業のイメージ】

○心のバリアフリーに関する「**教育啓発特定事業**」を含むハード・ソフト一体の基本構想について、**作成経費を補助**(※予算関連)

○バリアフリーの促進に関する地方公共団体への国の助言・指導等



高齢者疑似体験



車椅子サポート体験

3. バリアフリー基準適合義務の対象拡大

○公立小中学校及び**バス等の旅客の乗降のための道路施設(旅客特定車両停留施設)**を追加

【目標・効果】共生社会の実現に向け、高齢者、障害者等を含む全ての人々が互いの個性を尊重しあう移動等の環境を整備

《KPI》・「心のバリアフリー」の認知度: 約24%(2019年度)→約75%(2030年度)

・国土交通省「トイレ利用マナーキャンペーン」の参加団体数: 約1,700(2019年度)→約2,000(2025年度)

「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」2020報告書(概要)

背景

- 「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」において、学識経験者、高齢者・障害者等団体、事業者団体の方々から専門的・具体的なご意見をいただきましたながら、バリアフリー法の改正に向けて、バリアフリー法及び関連施策のスパイラルアップに係る今後の対応策を議論し、2020報告書をとりまとめ。

(第8回検討会：令和元年11月15日、第9回検討会：令和2年1月16日)

バリアフリー法及び関連施策のスパイラルアップに係る今後の主な対応策

(赤字：法律)

1. 心のバリアフリーなどソフト施策の推進

・バリアフリー法を改正し、ソフト対策等の取組強化

- ・ハード面のバリアフリー化の取組推進 (2021年度以降の新たな整備目標設定に向けて引き続き検討)

(1) 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化

① 公共交通事業者等がバリアフリー化した旅客施設・車両等の機能を十分に発揮させるための施策のあり方

- ・公共交通事業者等に対する**ソフト基準※1**を創設し、**適合を義務付け** (※1 スロープ板の適切な操作、明るさの確保等)

② 公共交通機関の乗継時における情報提供、旅客支援等のあり方

- ・**交通結節点において他の公共交通事業者等や行政その他の関係者と連携・協力**して取り組むことを**努力義務化**
- ・公共交通機関の乗継円滑化のため、他の公共交通事業者等からのハード・ソフト(旅客支援、情報提供等)の**移動円滑化に関する協議への応諾を義務付け**

③ 観光客等が利用する施設に関するバリアフリー情報の提供のあり方

- ・高齢者、障害者等へのサービス提供(ソフト面でのバリアフリー対応)について観光庁が**認定する観光施設(宿泊施設・飲食店等)の情報提供を促進**

「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」2020報告書(概要)

バリアフリー法及び関連施策のスパイラルアップに係る今後の主な対応策 (つづき)

(赤字:法律)

(2)国民に向けた広報啓発の取組推進

①移動等円滑化が図られた施設・設備の適正な利用を推進するための施策のあり方

- ・トイレの利用マナー啓発キャンペーン等の取組強化、トイレの機能分散など施設環境整備を推進
- ・移動等円滑化が図られた施設・設備(優先席、車椅子使用者用駐車施設等)の適正な利用の推進
 - (i) **国・地方公共団体、国民及び施設設置管理者の責務・努力義務化**、(ii) **ハード・ソフト取組計画への記載**

②ハード・ソフト一体となった面的なバリアフリー化の推進に向けて、移動等円滑化促進方針(マスタープラン)・基本構想制度のあり方

- ・市町村によるハード・ソフト一体となった面的なバリアフリー化の促進

- (i) マスタープランに心のバリアフリーに関する事項の追加、(ii) **基本構想に心のバリアフリーに関する事業の追加**・国が支援、
- (iii) **バリアフリーの促進に関する地方公共団体への国の助言・指導等**

2. 個別施設の更なるバリアフリー化に向けた施設設置管理者等の取組促進

①学校のバリアフリー化のあり方

- ・**新たに公立小中学校を対象に追加するため、関連規定を見直し**
- ・引き続き、学校のバリアフリー化を補助金等により支援(文部科学省)

②2,000㎡未満の小規模店舗のバリアフリー化のあり方

- ・引き続き、地方自治体に委任条例の策定を促す。関係省庁に対し、業界団体を通じた積極的な小規模店舗のバリアフリーの取組を要請

③バスタ新宿のようなターミナル施設のバリアフリー化のあり方

- ・**バス等の旅客の乗降のための道路施設のバリアフリー基準適合義務化**

④空港アクセスバス等のバリアフリー化のあり方

- ・空港アクセスバスについて、リフト付きバス等の導入を促進するための仕組みを検討

⑤新幹線のバリアフリー対策のあり方

- ・新幹線のバリアフリー対策検討会において、ソフト・ハード対策の両面から根本的な見直しを含めて検討を進め、実施できる施策から可及的速やかに実施